

(広整振会員以外の方)

**『車両積載車による事故車等の排除業務に係る
有償運送許可』のための研修会開催について**

平成23年9月1日の道路運送法改正で「車積載車による事故車及び故障車の排除業務に係る取扱い」制度が変更され、自家用自動車の積載車を利用した事故車等の排除業務に係る有償運送は、国交省が指定した日整連などの事業団体が行う研修の受講等、一定の要件を満たすことで国交省より許可される事となりました。

つきましては、今年度の標記研修会を下記の日程で開催いたしますのでお知らせいた

【お知らせ】

**令和7年度の募集は
終了しました。**